

追加規定（ゴールドカードローン用）

ゴールドカードローンをご利用の場合の担保預金の追加規定ですのでご熟読ください。

1. (当座貸越)

- (1) 当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の 90%または 1,000 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (2) この取引の定期預金には 1,120 万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、定期預金が数口ある場合には、その利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には預入日（継続された場合はその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、その解約または（仮）差押にかかる定期預金の全額を除外し残りの定期預金につき第 1 項に規定する極度額を算出しなおし、第 2 項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が高極度額をこえることとなるときは、直ちに新高極度額をこえる金額を支払ってください。

2. (貸越金利息)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 1 円とし、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ貸越元金に組入れられます。
この場合の貸越利率は次のとおりとします。
 - A. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年 0.75%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.75%を加えた利率
 - C. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.75%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより貸越極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金の全額の解約により定期預金の残高が零となった場合には第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

3. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2019 年 9 月 1 日現在)